

「更新のためのポイント表」改定第8版

資格更新には、5年間に、12ポイント以上を取得する必要があります（臨床発達心理士更新手続き細則第2条）。また、12ポイントの中には下記の4ポイントを含まなければなりません。

研修会種別	ポイント数	主催
必修研修会	2ポイント	機構研修委員会
臨床発達心理士のための資格更新研修会	2ポイント	機構研修委員会 機構の各委員会等 および承認団体

なお、(1) 区分研修会が必修研修に該当するかどうかは、各研修会の案内で確認すること。

研修区分

- (1) 機構および機構研修委員会等が企画する（協定団体等との共催含む）「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加

（講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通）

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

- (2) 資格更新委員会が認めた承認団体が企画する「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加
（講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通）

3時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.5ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、2ポイントを上限とする。

- (3) 資格更新委員会が認めた承認団体および外部団体による臨床発達の支援に関する研修会への参加
（講師・ワークショップ担当者・司会者・実践研究発表者・指定討論者・参加者に共通）

6時間の資格更新研修会	1.0ポイント
3時間の資格更新研修会	0.5ポイント
3時間未満 1.5時間まで	0.2ポイント

6時間以上の研修会で連続参加型の場合は、1ポイントを上限とする。

- (4) 臨床発達心理士を取得するための指定科目取得講習会、臨床発達専門講習会に講師として参加した場合

3時間の講習会を1人で担当した場合	2.0ポイント
3時間未満 1.5時間までを1人で担当した場合	1.0ポイント

なお、(4)での取得ポイントのうち、最大2ポイントまでを(1)機構および機構研修委員会等が企画する（協定団体等との共催含む）「臨床発達心理士のための資格更新研修会」への参加に振替えることができる。

- (5) 機構が認める承認団体、関連団体等の年次大会において、臨床発達心理学に関する研究発表を行った、またはシンポジウム等に話題提供者（講演者）として参加した場合

単独発表または連名発表の筆頭者	2.0 ポイント
筆頭者以外の発表者	1.0 ポイント
大会委員会企画シンポジウム・関連 団体企画シンポジウム・員企画自主シンポジウム・ラウンドテーブル等ででの話題提供者（講演者）	0.5 ポイント

- (6) 臨床発達心理学に関する研究論文等の発表をした場合

①臨床発達心理学に関する学術誌への発表

単独または共著の筆頭者	5.0 ポイント
共著の筆頭者以外の発表者	3.0 ポイント

②大学・研究所等の紀要・報告書への発表

単独または共著の筆頭者	3.0 ポイント
共著の筆頭者以外の発表者	1.0 ポイント

- (7) 臨床発達心理学に関する著書の出版

単 著	5.0 ポイント
共 著（分担執筆も含む）	2.0 ポイント

- (8) 臨床発達心理士申請（予定を含む）者に対するスーパービジョンを行った場合（合計 3 ポイントを上限とする）

90 時間以上	3.0 ポイント
60 時間以上 90 時間未満	2.0 ポイント
30 時間以上 60 時間未満	1.0 ポイント

承認団体・関連団体等が主催する年次大会

承認団体・関連団体等が大会を主催し期間中に複数の企画をする場合に、期間中に取得可能なポイント数は下記を上限とする。

大会期間 1 日以内	2.0 ポイント
大会期間 2 日以上	4.0 ポイント

「更新のためのポイント表」改訂第 8 版は 2023 年 4 月 25 日に改訂し、2023 年 4 月 1 日より適用する。